

## 静岡県青少年環境整備審議会規則【抜粋】

公布 昭和36年10月4日静岡県規則第48号  
最終改正 平成21年3月31日静岡県規則第13号

静岡県附属機関設置条例（昭和27年静岡県条例第60号）第2条の規定に基づき、静岡県青少年環境整備審議会規則をここに制定する。

## 静岡県青少年環境整備審議会規則

（趣旨）

**第1条** この規則は、静岡県附属機関設置条例（昭和27年静岡県条例第60号）第2条の規定に基づき、静岡県青少年環境整備審議会（以下「審議会」という。）の組織その他必要な事項を定めるものとする。

（組織）

**第2条** 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、関係公務員学識経験者等のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

（委員の任期）

**第3条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

（会長及び副会長）

**第4条** 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

**第5条** 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

**第6条** 審議会に次の表の左欄に掲げる部会を置き、同表の右欄に掲げる所掌事務を分掌させる。

部 会	所 掌 事 務
第1部会	静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（昭和36年静岡県条例第55号。以下「環境条例」という。）第7条第1項の規定による優良興行の推奨、環境条例第9条第1項の規定による有害興行の指定及び環境条例第12条第1項の規定による有害広告物の指定並びに環境条例第11条第1項の規定による当該推奨又は指定の取消しに関する事項

第2部会	環境条例第7条第1項の規定による優良図書類の推奨、環境条例第9条第1項の規定による有害図書類の指定及び環境条例第10条第1項の規定による有害がん具類等の指定並びに環境条例第11条第1項の規定による当該推奨又は指定の取消しに関する事項
第3部会	環境条例第8条第1項の規定による優良環境の推奨及び特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例（昭和43年静岡県条例第25号。以下「キャンプ条例」という。）第3条の規定によるキャンプの禁止区域の指定並びに環境条例第11条第1項の規定による当該推奨の取消し及びキャンプ条例第5条の規定による当該指定の解除に関する事項

- 2 部会の委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会の会務を総括し、会議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 前条の規定は、部会に準用する。

(分科会)

**第7条** 審議会は、その定めるところにより、部会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の委員は、部会長が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、部会長がこれを指名する。
- 4 分科会長は、分科会の会務を総括し、会議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 第5条の規定は、分科会に準用する。

(議決の特例)

**第8条** 審議会は、その定めるところにより、部会又は分科会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(幹事)

**第9条** 審議会に、幹事若干人を置き、県職員のうちから知事が任命する。

- 2 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

**第10条** 審議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育課において処理する。

(委員)

**第11条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

# 静岡県附属機関設置条例

公布 昭和27年12月16日静岡県条例第60号

静岡県附属機関設置条例をここに公布する。

## 静岡県附属機関設置条例

**第1条** 静岡県に執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基く政令又は条例に別段の定めのあるものを除くほか、別表の機関を置く。

**第2条** 前条の附属機関の組織その他必要な事項は、執行機関が定める。

### 附 則

(省 略)

### 別表 (第1条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
知事	静岡県果樹農業振興審議会	果実の生産、加工、販売、出荷規格及び輸出の振興に関する重要事項の調査審議並びに知事に対する意見の答申に関する事務
	静岡県水産振興審議会	漁業経営の確立、漁業生産力の増強、組合経営の合理化並びに漁港及び漁村の整備に関する事項の調査審議並びに知事に対する建議に関する事務
	静岡県観光審議会	観光開発計画の基本方針の策定及び観光事業に関する重要事項の調査審議並びに知事に対する意見の答申に関する事務
	静岡県青少年環境整備審議会	青少年の健全な育成を図るための良好な環境整備に関する重要事項及びキャンプの禁止区域の指定に関する重要事項の調査審議並びに知事に対する意見の答申に関する事務